

伊東市政治倫理審査会会議録 (令和3年度第1回要点記録)		公開の 状況	<del>公開</del> (一部非公開)
開催 日時	令和3年8月26日(木) 午前10時00分～午前10時33分	場所	市役所7階 特別会議室
出席者	委員(4人) 山本哲正、矢崎良夫、杉山はるみ、東端克博 事務局(3人) 企画部長、秘書課長、秘書課長補佐		
欠席者	なし	傍聴者	なし
議事	(1) 資産等補充報告書等の審査について (2) 伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書について (3) その他		

【議事】

- (1) 資産等補充報告書等の審査について  
伊東市長の資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書について審議し、承認を得た。
- (2) 伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書について(次回以降へ持ち越し)  
審査が終わるまで非公開とすることに決定した。
- (3) その他  
「資産等補充報告書等に係る審査結果報告書(案)」について、各委員の承認を得た。

なお、審議の概要については、別紙「会議の経過概要」のとおり。

【会議の経過概要】

(会議に先立ち、事務局職員の紹介)

(企画部長) 審査会開会前に、まず、伊東市政治倫理審査会委員の任命について、市長から委嘱状の交付を行う。

氏名を読み上げるので、その場で起立をお願いします。

(各委員に対し、市長から委嘱状を交付)

(企画部長) 続いて、市長よりあいさつをいただく。

(市長) 委員の皆様におかれては、平素から市の行政について、様々なご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、このたびは、伊東市政治倫理審査会委員への就任要請に対して、快くご承諾いただいたことに重ねてお礼申し上げます次第である。

さて、本審査会は、市政が市民の信託によるものであることを改めて自覚し、受託者たる市長をはじめとする特別職の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置を講じることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として、「伊東市長等の政治倫理に関する条例」に基づき設置された審査会である。

委員の皆様には、本条例の趣旨に沿った適正な運用のため、何とぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、私が伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書の件についても、審査をお願いします。

この確約書の件については、市議会6月定例会後に開催された市議会全員協議会の中でも説明させていただいたが、伊東市にとって厳しい判決が予想される中で、多額の損害賠償を請求される可能性もあり、どうしたらそのリスクを回避できるのかということ考えた結果として、確約書に署名したものである。

その当時は、この方法が最良であると判断した上でのものであったが、私が独断で行ったものであり、手続上の問題があることや、市民の皆様にご疑惑を持たれることとなり、大変、反省しているところである。

委員の皆様におかれては、この確約書の審査についても、忌憚のないご意見をいただければと考えているので、よろしくをお願いします。

(企画部長) なお、市長は別の公務のため、ここで退席する。

(市長退席)

(企画部長) これより、伊東市政治倫理審査会を開会する。第1回の会議は、伊東市長等の政治倫理に関する条例第13条の規定に基づき、市長が招集させていただいた。

会議の運営については、会長が選任されるまでの間、議会の例にならい、年長委員に臨時座長をお願いしたいと思うが、いかがか。

(全 委 員) (異議なし)

(企画部長) 異議なしとのことであるので、年長委員に臨時座長をお願いすることとする。  
年長委員は矢崎委員になる。矢崎委員に臨時座長をお願いする。

(矢崎委員が座長席へ移動)

(矢崎臨時座長) 年長委員ということで、会長が互選されるまでの間、臨時に座長を務めさせて  
いただく。皆様のご協力をお願いする。

はじめに、第1回目の会議であるので、顔なじみの方もいらっしゃると思うが、  
各委員から自己紹介を賜りたいと思う。

それでは、五十音順に杉山委員から自己紹介をお願いする。

(各 委 員) (自己紹介)

(矢崎臨時座長) それでは、会長の互選についてを議題とする。互選の方法について、事務局の  
説明を求める。

(事 務 局) (説明)

(矢崎臨時座長) ただいま、事務局から会長の互選について説明があった。互選の方法について  
は、従前のおり指名推選にしたいと思う。これに、異議ないか。

(全 委 員) (異議なし)

(矢崎臨時座長) 異議なしとのことであるので、そのように決定する。それでは、どなたか推薦  
をお願いする。

(東端委員) 山本哲正委員を推薦する。

(矢崎臨時座長) ただいま山本哲正委員を推薦したいとの発言があった。よって、推薦のあった  
とおり山本哲正委員を会長に選任することとしたいが、これに異議ないか。

(全 委 員) (異議なし)

(矢崎臨時座長) 異議なしとのことであるので、山本哲正委員を会長に選任することと決定する。  
山本哲正委員に会長就任のあいさつをお願いする。

(山本会長) (会長就任あいさつ)

(矢崎臨時座長) 会長が決定したので、これにて臨時座長の職を解かせていただく。委員皆様  
のご協力に感謝する。それでは、山本会長と座長を交代する。

(山本委員が座長席へ移動、矢崎委員と交代する)

(山本会長) それでは、次に副会長の互選についてを議題とする。互選の方法について、事  
務局の説明を求める。

(事 務 局) (説明)

(山本会長) ただいま、事務局から副会長の互選について説明があった。互選の方法につい  
ては、会長の互選と同様、従前のおり指名推選にしたいと思う。これに、異議  
ないか。

(全 委 員) (異議なし)

(山本会長) 異議なしとのことであるので、そのように決定する。それでは、どなたか推薦

をお願いする。

(東端委員) 矢崎良夫委員を推薦する。

(山本会長) ただいま副会長に矢崎良夫委員を推薦したいとの発言があった。よって、推薦のあったとおり矢崎良夫委員を副会長に選任することとしたいが、これに異議ないか。

(全 委 員) (異議なし)

(山本会長) 異議なしとのことであるので、矢崎良夫委員を副会長に選任することと決定する。矢崎良夫委員に副会長就任のあいさつをお願いする。

(矢崎委員) (副会長就任あいさつ)

(山本会長) 続いて、議事に入る。

はじめに、資産等補充報告書等の審査についてを議題とする。議題に対する事務局の説明を求める。

(事 務 局) (説明)

(山本会長) ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等はあるか。

(全 委 員) (質疑、意見なし)

(山本会長) それでは、質疑、意見等がないようなので、資産等補充報告書等の審査に入る。この報告内容が適正であるとの判断でよろしいか。

(全 委 員) (異議なし)

(山本会長) 異議ないようなので、今回審査いただいた結果を踏まえ、事務局が作成した報告書案について、質疑、意見等があるか。

(全 委 員) (異議なし)

(山本会長) それでは、事務局作成した報告書案を承認し、そのとおり報告することとする。

続いて、「伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書について」を議題とする。

(東端委員挙手)

(東端委員) 本議題については、議題の性質上非公開とすることを提案する。

(山本会長) ただいま、東端委員から、本件を非公開とすることを提案するとの意見があった。本件の取扱いについて協議する必要があるため、傍聴者及び報道関係者の退出を求める。

(傍聴者及び報道関係者の退出)

(山本会長) 本件を非公開とするものの取扱いについて、事務局からの説明を求める。

(事 務 局) 伊東市長等の政治倫理に関する条例第13条第4項の規定において、「審査会の会議は公開とする。ただし、会長が特別な理由があると認める場合において、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。」と規定されているので、ご協議をお願いする。

仮に、非公開と決定した際には、会議自体は非公開となるが、本件に係る会議録及び報告書については、本件の結審後に公開することを想定している。

なお、先ほどご協議いただいた資産等補充報告書等の審査結果については、公開とされているので、速やかに公開することとなる。

(山本会長) それでは、本件に係る審議を非公開とすることについて委員皆様の意見を伺う。

(意見なし)

(山本会長) それでは、伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書についての件について、その審議を非公開とすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

(山本会長) 挙手全員である。よって伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書についての件については、非公開とすることに決定する。

したがって、本件が結審するまでの間は、非公開の扱いとする。

(会場外の傍聴者及び報道関係者に非公開に決定した旨を連絡し、以後審議を非公開とする)

(山本会長) それでは、改めて伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書についてを議題とする。議題に対する事務局からの説明を求める。

(事務局が資料配付)

(事務局) 非公開での会議と決定したので、ただいま配付した資料については、委員のみでの取扱いということで、ご理解いただきたい。

具体的な審査は、次回以降、審査いただくことになるが、事務手続上の問題についての意見を通じて審査をお願いするものであり、確約書を出すことの是非や確約書がメガソーラー設置にどのような影響等をもたらす旨の審査をお願いするものではないことをご理解いただきたい。あくまでも、条例の定めによる政治倫理基準に関しての審査をお願いするものである。

また、ただいま配付した資料については、審査する上での参考資料となろうかと考えているが、疑問点等があれば、次回の審査会までに事務局へ知らせてもらえば、事務局を通じて他の委員にも疑問点を共有するなど、スムーズな審査ができるものと考えている。また、調査が必要なものについては、可能な限り、事務局において調査し、次回審査会において、委員の皆様には知らせたいと考えている。

ただ、調査等につきましては、ある程度時間を要することもあるので、そのあたりは考慮いただき、お知らせいただければと思う。

(山本会長) ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等はあるか。

(A 委員) 説明の中で、事務手続上の問題という説明があったが、どういう意味か。

(事務局) 審査会が審査する内容は確約書に書かれた事業の是非ではなく、事務の手続きや流れに関して市においては事務決裁規程などの定めがある中で、例えば、市長

が行った確約書という文書を作る行為であるとか、その判断についての過程が適切かどうかといった点を審査いただきたいという趣旨である。

(他の委員の質疑なし)

(山本会長) それでは、他に質疑、意見等なければ、伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書についての件については、次回の審査会において具体的な審議を行うこととし、本日の本件審議は終了するものとする。

(非公開の解除により、傍聴者及び報道関係者の入室を認める)

(山本会長) 最後に、その他について、事務局から説明を求める。

(事務局) (次回審査会について、後日日程調整する旨の案内)

(山本会長) ただいまの事務局の説明及び本日の会議全般について、何か質疑、意見等はあるか。

(全委員) (質疑、意見なし)

(山本会長) これにて、本日の審査会を終了する。

以上